

2020年6月24日

九州電力株式会社

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う電気料金・ガス料金の特別措置を拡大します

— 電気料金・ガス料金の支払期日を最大4か月間延長 —

当社は、新型コロナウイルス感染症の影響で料金のお支払いにお困りの方からお申し出があった場合は、料金の支払期日を延長する等の対応を行っております。

(2020年3月19日、4月24日、5月13日お知らせ済み)

新型インフルエンザ等対策特別措置法にもとづく緊急事態宣言は全面解除されたものの、依然として、新型コロナウイルス感染症による社会経済への影響が継続していることから、料金の支払期日をさらに延長することとしましたので、お知らせいたします。

なお、本特別措置の実施にあたり、「特定小売供給約款以外の供給条件」を経済産業大臣に申請し、本日、認可を受けました。

1. 特別措置の対象

新型コロナウイルス感染症の影響により一時的に料金のお支払いが困難となったお客さま

2. 特別措置の内容

2020年3月分から2020年7月分の料金の支払期日を、以下のとおり延長します。

2020年3月分および4月分料金	： 4か月間延長
2020年5月分料金	： 3か月間延長
2020年6月分料金	： 2か月間延長
2020年7月分料金	： 1か月間延長

※ 3月分料金は、検針日が3月19日以降のものに限ります。

3. 特別措置のお申込み方法

当社営業所まで、お電話にてお申込みください。

※ 営業所のお問合せ先は、別紙を参照ください。

以 上



「快適で、そして環境にやさしい」
そんな毎日を子どもたちの未来につなげていきたい。
それが、私たち九電グループの思いです。